

令和5年度第1回富田林市都市計画審議会議事録

産業まちづくり部都市計画課

- 1 開催日時 令和5年8月2日（水）午後2時00分～3時30分
- 2 開催場所 富田林市役所2階 全員協議会室
- 3 出席者 **【委員】** 置田委員、山元委員、竹村委員、浅岡委員、須田委員、増田委員、佐久間委員、伊東委員、遠藤委員、酒本委員、堀辺委員、南齋委員、辰巳委員、寺尾委員、今城委員、伊東委員、岡田委員、西尾委員
【計18人出席】（鈴木委員、西川委員は欠席）

【事務局】 産業まちづくり部：山中次長（森木部長は欠席）
都市計画課：福元課長、田中課長代理、高山係長、奥西、伊勢、荒木
- 4 開催形態 公開（傍聴人0人）
- 5 次第
議第1号 南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画について（付議）
議第2号 特定生産緑地の指定について（諮問）
報告1 南部大阪都市計画伏山二・三丁目地区地区計画について
- 6 審議の経過
議第1号 南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画について（付議）
令和5年8月2日 付議
原案のとおり可とされました。
議第2号 特定生産緑地の指定について（諮問）
令和5年8月2日 諮問
意見なしとされました。
- 7 審議会の結果等 全文筆記
- 8 審議会配布資料
会議次第
委員名簿
配席図
議案書
議案書資料
報告案件資料

《事務局：田中》

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。

大変おそれいりますが、着座にて進めさせていただきます。

都市計画課の田中です。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、大変お暑い中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました、会議次第、委員名簿、配席図、議案書、議案書資料、報告案件資料をご用意させていただいております。配布資料に漏れ等はございませんでしょうか。

続きまして、委員の出席状況につきましては、委員の2分の1以上という定足数を満たしておりますことを、ここにご報告申し上げます。

また、本審議会の議事につきましては、本市の「会議の公開に関する指針」により公開することとなっておりますので、議事録作成のため録音させていただきますことを、あらかじめご了承ください。

それでは、議事に入ります前に、事務局よりお願いがございます。ご発言の際には、お手元のマイクのボタンを押していただいてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては、増田会長にお願い申し上げます。

《議長：増田会長》

皆さんこんにちは。地球沸騰化時代と言われるような酷暑が続いておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それではお手元の次第によりまして、会議を進めさせていただきたいと思ひます。本日の案件ですけれども、付議案件が1件、諮問案件が1件、報告案件の、以上3件でございます。

まず議事に入ります前に、議事録署名人の選出でございますが、本日の審議会に関しましては、竹村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

《竹村委員》

承知いたしました。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。

それでは次第の2番目、交代委員の紹介というのがございます。前回の審議会以降、委員の交代がございましたので、事務局の方からご紹介いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

《事務局：田中課長代理》

それでは、委員の交代につきまして、ご報告させていただきます。前回の審議会から本日まで、9名の委員の交代がございましたので、新たに選出された委員の皆様方をお手元にお配りしております名簿順にご紹介させていただきます。

なお、お名前の下に線を引かせていただいた方々が、今回、新たに選出いただいた委員となります。

まず、市議会議員委員として、酒本委員でございます。

《酒本委員》

酒本です。よろしくお願いいたします。

《事務局：田中課長代理》

堀辺委員でございます。

《堀辺委員》

堀辺です。どうぞよろしくお願いいたします。

《事務局：田中課長代理》

南齋委員でございます。

《南齋委員》

南齋でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：田中課長代理》

辰巳委員でございます。

《辰巳委員》

辰巳でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：田中課長代理》

寺尾委員でございます。

《寺尾委員》

寺尾です。よろしくお願いいたします。

《事務局：田中課長代理》

今城委員でございます。

《今城委員》

今城です。よろしくお願いいたします。

《事務局：田中課長代理》

次に、関係行政機関委員としまして、伊東委員でございます。

《伊東委員》

伊東です。よろしくお願いいたします。

《事務局：田中課長代理》

岡田委員でございます。

《岡田委員》

大阪府富田林土木事務所の岡田と申します。よろしくお願いいたします。

《事務局：田中課長代理》

なお、各委員の任期につきましては、前任者の残任期間となり、令和6年6月30日までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、ご紹介を終わらせていただきます。

《議長：増田会長》

ありがとうございました。今回から新たに加わっていただきました各委員の皆様方に置かれましては、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次第の3番目、議題に入っていきたいと思ひます。まず議第1号南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画について、事務局より説明をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

《事務局：伊勢》

都市計画課の伊勢と申します。よろしくお願ひします。

それでは、議第1号南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画についてご説明します。議案書で1ページ、議案書資料で1ページをお願ひします。

本件については、当審議会において、令和4年11月16日及び令和5年2月14日の2回ご報告させていただいておりますが、改めてご説明させていただきます。

それでは、議案書資料の1ページ下側をお願ひします。まず、市街化調整区域における地区計画制度の概略について説明いたします。市街化調整区域につきましては、「市街化を抑制する区域」という基本的な考えがありますが、地域のまちづくりに寄与できる地区計画の内容であれば、その計画区域内において、相当程度の開発行為でも可能とするもので、市の責任において地域の特性に応じたまちづくりを行うことができる制度です。

本件の提案内容につきましては、本市都市計画マスタープランの土地利用方針において、右側の図に赤丸で示している「土地利用調整エリア」に定められた区域に位置し、本市の地区計画の基本的な考え方を定めた「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」に基づいたものとなっております。

議案書資料の2ページ上側をお願ひします。次に、本地区計画の概要についてご説明します。本地区計画は、令和4年11月10日に、株式会社オークワより本市に対して都市計画提案されたものです。計画場所は、旭ヶ丘町地内、計画区域面積は約2.16ヘクタール、建物用途については物品販売店舗となっております。

同じページの下側をお願ひします。計画地は地図上に赤色で示した箇所です。大阪外環状線及び、市道宮1号線に面した区域になります。また、計画地より東へ約200メートルのところに近鉄喜志駅があります。

次に、同じ資料の3ページ上側をお願ひします。提案場所の現況図です。現地は畑等となっております。

次に、同じ資料の下側をお願ひします。土地利用計画図についてご説明します。赤色で示しているのが計画区域であり、区域内に物品販売店舗1棟、平屋建ての建築を予定しております。店舗については、ピンク色で示している箇所に、床面積が約2200平方メートルのスーパーと、床面積が約1200平方メートルのテナントの出店を行う方向で調整されております。また、建物の最高高さは15メートル以下で、平屋建ての計画となっております。車両の出入口については、一般車両と搬入車両共通で、外環状線側からオレンジ色で示しているロータリー状の道路を築造し、そこから店舗搬入や駐車場への出入り口を設けておりま

す。

次に、緑色で示している緑地についてですが、本市の「地区計画ガイドライン」に沿って、20パーセント緑化という形で、みどりの整備を行い、周辺の自然環境との調和を図ります。

また、今回は開発区域面積が1ヘクタールを超えるため、雨水の流出抑制を図るべく青色で示している位置に調整池を設置します。この調整池は計画地東側の駐車場の地下に設置し、水量を調節した上で、計画地外への放流を行います。

次に、資料が変わりまして、議案書の2ページをお願いします。都市計画の決定理由についてご説明します。本地区は、平成31年3月改定の「富田林市都市計画マスタープラン」における「土地利用調整エリア」であり、かつ、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」の土地利用構想では「市街地ゾーン」として位置づけされている地区です。

現地は年数の経過と共に、農地以外の土地利用が見受けられるようになっていますが、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」では、この「市街地ゾーン」について、未形成の地域については、周辺の土地利用に配慮しながら面的整備を促進すると共に、地域ごとに直面する課題への対応を含め、良好な生活環境の整った市街地整備を図るものとしています。

このようなことから、周辺の住環境及び営農環境等との調和にできる限り配慮した商業地として計画的な市街地形成を図るため、地区計画を決定しようとするものです。

次に同じ資料の3ページをお願いします。本地区計画の計画書の内容についてご説明します。まず名称は、南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画としております。

次に、位置は旭ヶ丘町地内です。次に面積は、約2.16ヘクタールです。

次に区域の整備・開発及び保全の方針についてです。まず、「地区計画の目標」について、「本地区は、富田林市の北部に位置し、広域幹線道路沿道に位置する利便性の高い地区である。地区計画を定めることにより、広域幹線道路沿道という立地特性を活かした商業地の形成を誘導すると共に、周辺地域の環境に配慮した良好な都市環境の形成を目指す。」としております。

次に、「土地利用の方針」について、「幹線道路沿道の利便性を活かした、良好で周辺環境と調和のとれた商業地区の形成を図る。」としております。

次に、「地区施設の整備の方針」について、「周辺環境と調和した土地利用を図るため国道170号と市道宮1号線を結ぶ道路及び歩道と、雨水流出抑制施設について地区施設として位置づけ整備を行う。」としております。

続きまして、地区整備計画についてです。まず「地区施設の配置及び規模」についてですが、道路①として、外環状線側からロータリー状の道路を築造し、道路②として計画地西側の市道宮1号線の幅員を拡幅します。また、2箇所の歩行者専用道路と緑地、調整池を整備します。

次に、「建築物等に関する事項」についてです。まず「建築物等の用途の制限」を、「物品販売店舗、飲食店、診療所、スポーツ振興くじ及び宝くじ売り場、サービス業を営む店舗、これらに附属する事務所、自動車車庫、倉庫業を営まない倉庫」としております。

次に、「建築物の敷地面積の最低限度」について「17,000平方メートル」としております。

次に、「壁面の位置の制限」について、「計画区域境界線から5メートル以上」としております。

次に、「建築物等の高さの制限」について、「高さ15メートル以下」とし、道路及び北側の斜線制限を設けております。

次に、「建築物等の形態又は色彩、その他意匠の制限」について、「屋根、外壁等の形態及び色彩は、大阪府景観計画に基づく基準を遵守し、周辺環境と調和し、落ち着いた形状・色

合い」としております。

次に、「建築物の緑化率の制限」について、計画区域内の20パーセント以上の緑化を行うものとしております。

次に、「垣又はさくの構造の制限」について、原則、「透視可能なフェンス等」としております。

次に、資料が変わりまして、議案書資料の4ページの上側をお願いします。交通量調査についてご説明いたします。事業者は、来店車両の入場・退場経路を考慮して、A地点の旭ヶ丘交差点、B地点の旭ヶ丘南交差点の2ヶ所で交通量調査を行いました。A地点の旭ヶ丘交差点は、府道と外環状線の交差点で、喜志駅の踏切に抜けるところです。B地点の旭ヶ丘南交差点は、富田林田中病院のあるところで、外環状線から喜志駅西側のロータリーに行くところです。これらを調査実施場所として選定し、休日は令和3年8月29日、平日は令和3年8月30日に調査を実施しました。

現況交差点流入交通量が最大となる時間帯に、施設から発生する交通量を加算して、現況と新設後の交通量の比較を行いました。A地点の休日と平日の増減台数ですが、本計画は商業施設であるため、休日のピーク時の増加台数236台を、平日のピーク時にも当てはめています。B地点の休日と平日の増減台数も同様に、休日のピーク時の増加台数346台を、平日のピーク時にも当てはめています。

また、交通量の処理が可能となる目安は、信号のある地点においては、交差点需要率という指標にて評価を行います。交差点需要率とは、時間内に交差点が信号で処理できる交通量に対して、実際に流入する交通量の比率のことです。概ね0.9以下が円滑な交通処理が出来る判断基準とされています。

次に、同じページの下側をお願いします。A地点の調査結果についてご説明します。A地点の増加台数は、休日のピーク時の現況2,833台に対して、新設後は3,069台になると予測され、236台増加することとなります。交差点需要率では、0.492から0.583と、0.091増加することとなります。

また、平日のピーク時の現況3,169台に対して、新設後3,405台になると予測されます。増加台数は、前述のとおり休日の増加台数を採用して236台となっています。交差点需要率では、0.547から0.638と、0.091増加することとなります。

次に5ページの上側をお願いします。B地点の調査結果についてご説明します。B地点の増加台数は、休日のピーク時の現況2,530台に対し、新設後は、2,876台になると予測され、346台増加することとなります。交差点需要率では0.384から0.529と、0.145増加することとなります。

また、平日のピーク時の現況2,807台に対し、新設後3,153台と予測されます。増加台数は、前述のとおり休日の増加台数を採用して346台となっています。交差点需要率は0.450から0.570と、0.120増加しております。

ABどちらの地点においても、交通量の処理が可能とされる目安である交差点需要率が0.9以下であり、影響は少ないと考えられる結果でした。この交通量調査の結果をもとに、警察及び道路管理者と協議を行い、円滑な交差点処理が可能と判断されております。

次に同じページの下側をお願いします。地元説明についてご説明いたします。令和4年1月23日に、周辺地域に対し説明会を行っております。説明会でありました主な質問・意見についてですが、「国道170号からの出入り口に関する事」については、先ほど説明いたしました交通量調査を実施し、計画に支障が無いことを確認しています。

また、「物品販売店舗の付属店舗の営業内容、工事等に関する事」については、付属店舗は現段階では未定であること、工事の着工は令和5年9月頃を予定していると、説明会当

時は事業者から説明しておりましたが、現在の見込みでは、令和6年2月頃に着工する予定です。

次に6ページの上側をお願いします。地元説明会を行った町会について、図に表示しています。赤色が今回の計画地であり、青色で示している旭ヶ丘町会、宮町会に対して、地元説明会を実施しています。

同じページの下側をお願いします。前回審議会までのご意見についてまとめております。

1つ目に、「自家用車の利用だけではなく、公共交通機関を利用することを促すことはあるのでしょうか。」というご意見についてです。事業者に回答を求めたところ、「地域の大型冷蔵庫の役割として、仕事帰りや近接住宅地にお住まいの方の利用を主として考えており、徒歩や自転車での往来が多いと想定しております。ご来店いただいた方を対象とした宅配サービスも運用しており、徒歩でご来店いただいた方にも使いやすい店舗を目指し、取り組んでおります。」という回答でした。

2つ目に、「旭ヶ丘南交差点の改修内容について、北側から来るところの右折レーンをつくるということでしょうか。また、搬出入がこの交差点になるのでしょうか。」というご意見についてです。こちらについては、同じ資料7ページ上側を使って、ご説明させていただきます。

次に7ページの上側をお願いします。このご意見について、黄色で示している、北側から流入する右折レーンの設置も含めての改良となります。搬出入に関しましても、一般の来店ルート及び搬出入は、共にこの旭ヶ丘南交差点からの流入となります。

6ページ下側に戻りまして、ご意見の3つ目、「混雑緩和の為に、左折レーンの設置は必要ないのでしょうか。」という意見についてです。こちらは、大阪府警本部と協議した結果、外環状線に接している距離が短い為、左折レーンを設けた場合、かえって歩行者と交差する危険性があり、場内に設置するロータリー状の市道で滞留の対応は可能との判断をいただいています。

次に7ページの下側をお願いします。これまでの協議経過についてですが、都市計画法第17条に基づく案を令和5年3月15日に公告し、縦覧期間を令和5年4月11日～4月24日まで行いましたが、意見の提出は0件でした。

また、市民の方から、住民説明会や縦覧とは別に、本地区計画について、1件直接ご意見が寄せられましたのでご紹介します。「予定地の近くに住んでいるが、高齢になり、車の運転が難しくなってきた。このため、徒歩圏に商業施設が立地することはとてもありがたい。是非とも早く進めてほしい。」とのことでした。

8ページの上側をお願いします。最後に、都市計画の手続きについてご説明します。前回の審議会の後、都市計画の案を作成し、大阪府と協議を行いました。本日もご説明させていただいた都市計画の内容については、大阪府より「意見なし。」との回答をいただいております。

また、17条縦覧につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、意見書の提出はありませんでした。

本日は、議案として付議させていただいておりますので、議決をいただけますと、答申を受けた後に、都市計画決定となります。都市計画決定後は、先ほど説明させていただきました地区整備計画の内容に担保性を持たせるため、現在の建築条例に今回の区域を追加し、また、提案者においては、令和6年11月のオープンを目指し、開発許可の手続きを進めることとなります。

以上で、議第1号南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい。どうも、ありがとうございました。ただいまの説明を受けまして、旭ヶ丘町地区地区計画について、何かご質問あるいはご意見ありますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、西尾委員。

《西尾委員》

失礼します。6ページの混雑緩和のために、左折レーンの設置は必要ないのでしょうか。これ前回私、質問差し上げました。ここに事務局の判断として、大阪府警本部と協議の結果、ということを書いてますけど、かえって歩行者と交錯する危険性があるということ、ちょっと意味が解せないんですけど、もう1回、お話を聞かしていただけますでしょうか。お伺いします。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか、事務局。はい、よろしくお願いします。

《事務局：福元課長》

分かりにくい説明で申し訳ないです。外環状線とですね、この敷地がですね、接してる区間の延長がですね、短いということで、この短く接している区間で、左折の流入レーンを設けて、歩道を乗り越えて左折レーンを誘導しますとですね、短い区間で歩行者と交錯する危険性があるという意味でございます。以上でございます。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。

《西尾委員》

右折レーンの設置は決められて、これは、設置されるという形だけど、左折レーンは出来たら作った方がいいかと思えます。

私ちょっと最近近大の病院の方に行くんですけど、大阪狭山市のコノミヤさんの道路はいっぱい滞留しまして、大型の路線バスが待たなあかんような状態になってます。

ここもそういう形が、あるかとも思いますが、そんなんは考えてないんですか。

《議長：増田会長》

はい。事務局いかがでしょうか。

《事務局：福元課長》

委員おっしゃっているコノミヤの所はよく混んでいる状況は事務局もよく分かっております。ただですね、このオークワさんに関しましては、駐車台数含めまして、大規模小売店舗立地法という法律になるんですけども、必要な駐車台数も協議しておりまして、そこについては支障がないということで、大阪府警本部から意見をいただいております。

その上で、この短い区間で流入レーンを設けるよりも、このロータリー上の市道で十分滞留長としては足りるのではないかと、というご意見いただいておりますので、今の土地利用計画で支障がないという認識をしております。以上でございます。

《議長：増田会長》

はい。よろしいでしょうか。

《西尾委員》

ありがとうございました。

《議長：増田会長》

他いかがでしょうか。

はい。佐久間委員どうぞ。

《佐久間委員》

参考までに教えていただきたいんですけど、2点ありまして、一つは右折レーンを設置されるということで、一つ安心材料かなと思ってるんですけど、この設置する時の工事費とかは、事業者の負担になるんですかねっていうのは、ちょっと参考までに教えていただければと思うのと、あともう1点4ページから5ページにかけて、交通量の増減の数字いただてるんですけども、これってどうやって算出するのか、もし可能な範囲で教えていただければと思うんですけど。236とか346っていうのが、どうやって出したのかなっていうのをちょっと教えていただければと思います。

《議長：増田会長》

はい。ありがとうございます。

2点質問ございます。いかがでしょうか。

《事務局：福元課長》

1点目の工事費に関しては、事業者の方で施工する予定となっております。

2点目の交通量の増減台数なんですけども、これもですね、大規模小売店舗立地法という法律がありまして、その中で類似する店舗で、どれだけの来客が見込まれるか、という算出する指針といいますか、基準がございますので、それをもとに算出をして、これだけの増加が見込まれるということで、大阪府警本部と協議をしております。以上でございます。

《議長：増田会長》

はい。よろしいでしょうか。

《佐久間委員》

はい。ありがとうございます。

《議長：増田会長》

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、岡田委員どうぞ。

《岡田委員》

すいません。特に都市計画に対する意見ではないんですけど、道路管理者としてちょっとお願いというか、外環状線に右折レーンを設置していただくというところまでは、本当にいろいろ考えていただいて、また、工事計画についても十分考えていただいているなど、これ

以上のものはないなというふうに感じています。ただ、あくまでも、いろいろ計画があくまでも予測に基づくものなんで、我々道路管理者今、他の路線でも、予測上は混雑しないといったものが、実際に店舗ができた際に渋滞しているというところがかかなり多く見受けられて、我々のところにも苦情が寄せられているようなことがあります。

そういう意味では、この計画についてどうのこうのではないんですけれども、実際にお店が運営された後に、今後は市道と国道の交差点があります大阪府と、富田林さんとの協議になるかもわかりませんが、また、開発者さんとも含めて、もし予測以上ですね、渋滞が発生したときに、対応ができるような、体制というか、協議できるように、お話の場を設けられるようにしていただきたいということをお願いしておきます。以上です。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。はい。

《事務局：福元課長》

事務局として当然、その協議する必要があると思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

《議長：増田会長》

はい。ありがとうございます。

他いかがでしょう。よろしいでしょうか。過去2回ほどご説明いただき、意見書も17条縦覧で出てないということでございます。

それでは議第1号についてお諮りをしたいと思えます。議第1号南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画について、原案通り可決することにご異議ございませんでしょうか。

《委員各位》

異議なし。

《議長：増田会長》

はい。ありがとうございます。

異議なしのご回答いただきました。従いまして議第1号南部大阪都市計画旭ヶ丘町地区地区計画につきましては、原案通り可決することといたします。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、議第2号特定生産緑地の指定について事務局よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

《事務局：荒木》

それでは、議第2号特定生産緑地の指定についてご説明いたします。議案書は4ページから5ページです。議案書資料は9ページから12ページです。

それでは、議案書資料9ページをお願いします。まず、生産緑地の制度について、簡単にご説明いたします。生産緑地とは、生産緑地法において、良好な都市環境の形成に資することを目的に、市街化区域内の農地を生産緑地地区に指定することができるものであり、都市計画法上の地域地区の1つとして規定されているものです。そのため、都市計画法に基づいて地区の指定を行うこととなります。

次に、指定の要件についてです。指定の要件としては、市街化区域内であり、現に営農さ

れている農地であること、300㎡以上の規模があること等です。

生産緑地地区に指定されると、指定後30年間は、原則、農地等以外の土地利用はできません。固定資産税及び都市計画税については、市街化調整区域の農地並みの課税となります。

また、相続税の納税猶予を受けることができるようになります。

同じ資料の10ページをお願いします。次に、特定生産緑地の制度についてご説明します。特定生産緑地とは、さきほどの生産緑地地区について指定から30年が経過するものについて、所有者の意向を基に、特定生産緑地として指定するものです。

そして、①特定生産緑地に指定した場合は、今後も特定生産緑地として継続するか否かを、10年毎に判断する必要があります。

次に、②特定生産緑地に指定しなかった場合は、買取申出を行うまでは、引き続き営農する必要があります。

最後に、③平成6年以降に指定された生産緑地は、まだ指定から30年が経過していません。来年度以降、特定生産緑地を希望するかどうか判断する必要があります。

本日は、平成5年12月6日に生産緑地に指定され、同日から指定から30年が経過する生産緑地のうち、①にあたる特定生産緑地への指定希望があった生産緑地につきまして、都市計画審議会でご意見を伺った上で、特定生産緑地への指定を行っていく事となります。

この法的性質につきましては、都市計画審議会の意見を伺った上で、市長が特定生産緑地の指定を行うこととなります。

また、この特定生産緑地の指定につきましては、生産緑地法上、農地所有者等の同意を得ることとされており、あくまでも本人の意向が前提となります。

また、国土交通省の方でも、近年、都市農地は保全する方針であり、市が裁量的に宅地化を促進するような制度とはなっておりません。

次に同じ資料の11ページをお願いします。本年度は1地区のみとなります。赤色が今回新たに指定する特定生産緑地となります。

同じ資料の12ページをお願いします。次に、昨年度分を合わせた、現在の本市の特定生産緑地の指定状況をご説明します。昨年度から、特定生産緑地の指定が始まり、全体の内訳としまして、現在市内の生産緑地は、全部で、1031筆あり、面積は52.81ヘクタール、262地区となっています。青色部分が昨年指定した特定生産緑地と今回指定予定の特定生産緑地を併せたものになります。昨年度指定の特定生産緑地が約82.8パーセン、936筆、約43.7ヘクタールであり、今回指定する予定の特定生産緑地は、約0.2パーセント、1筆、0.12ヘクタールとなり、合計市内の約83パーセントが特定生産緑地となります。オレンジ色の約17パーセント、94筆、8.99ヘクタールは、平成6年以降に指定された生産緑地等となっています。

次に、資料が変わりまして、議案書の5ページをご覧ください。今回新たに指定する特定生産緑地は、錦織28の1地区のみとなります。今後の手続ですが、この審議会において、意見なしとのご意見をいただきますと、この後、特定生産緑地への指定を行います。

以上で、説明を終了します。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい。ありがとうございました。

ただいまご説明のございました特定生産緑地の指定について、ご質問あるいはご意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りをしたいと思いますますが、余談ですけれども、毎年と言いますか、少しずつ、ここにこんな案件が毎年上がってくるということでございます。

それではお諮りをしたいと思います。これは諮問案件でございますので、議第2号特定生産緑地の指定について、原案に対して意見なしと回答させていただいてよろしいでしょうか。

《委員各位》

異議なし。

《議長：増田会長》

はい。ありがとうございます。

ただいまの議案に関しましては、意見なしという形でご報告させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは最後の案件でございます。報告の1南部大阪都市計画伏山二・三丁目地区地区計画について、ご説明のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

《事務局：高山》

都市計画課の高山と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、報告1南部大阪都市計画伏山二・三丁目地区地区計画についてご説明いたします。報告案件資料と書かれた資料の1ページ上側をお願いします。

今年2月に開催しました都市計画審議会で1回目の報告をさせていただき、今回は2回目の報告となりますが、委員の交代等もありましたため、改めて、提案内容についてご説明させていただきます。

本地区計画は、令和5年2月3日に、株式会社エコヴィエントより、本市に対し都市計画提案されたものです。計画場所は、伏山二丁目・三丁目地内、計画区域面積は約11.0ヘクタール、建物用途は、住宅335戸が予定されています。建築物に係る制限として、周辺用途地域と同様となるように、敷地面積、容積率、建ぺい率、外壁後退、高さの規定を設け、良好な市街地形成を図る計画としています。

次に同じページの下側をお願いします。提案の理由についてご説明させていただきます。本地区は「富田林市都市計画マスタープラン」における「土地利用調整エリア」であり、かつ「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」の土地利用構想では「市街地ゾーン」として位置づけされている地区です。

南海高野線の金剛駅と滝谷駅の間に位置し、利便性が高い地域であることから、周囲の既存集落地や耕作地の環境に配慮した都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図り、地域のまちづくりに寄与できる良好な市街地形成を図るため、地区計画を決定するもの、として計画を提案されています。

次に同じ資料の2ページ上側をお願いします。計画地は地図上に赤色で示した箇所です。南海高野線金剛駅と滝谷駅のほぼ中間に位置しており、市道金剛伏山2号線に面した区域になります。

次に同じページの下側をお願いします。土地利用計画図についてご説明させていただきます。黄色が住宅地で、335戸配置予定です。計画区域中央には、南北に結ぶ歩道及び道路が整備される計画となっております。この歩道及び道路を経由することで、南海鉄道の踏切を渡ることなく、伏山台小学校へ通学することが可能となります。

ピンク色が公園です。計画区域内に2ヶ所配置しております。

緑色が緑地です。本市の「地区計画ガイドライン」に沿って、20パーセント緑化という形で、みどりを整備し、周辺の自然環境との調和を図るため、周辺地区との間に、緩衝帯として配置しております。

青色が調整池となります。これは、雨水排水を抑制するための施設です。

次に同じ資料の3ページ上側をお願いします。地元説明について、ご説明させていただきます。令和3年4月から、周辺の自治会等を対象に、のべ15回にわたり、説明をおこなっております。

主なご意見・ご質問は、①区域内の雨水処理、②農業用水の確保、③金剛伏山台1号公園の一部移設、④交通量の増加に伴う生活環境の悪化、⑤市道金剛伏山2号線の整備に関する内容です。

ご意見・ご質問に対して提案者は、周辺地域の理解を得られるよう対策を検討してきました。①については、区域内に調整池を整備し、雨水流出の抑制を図っています。②については、水利組合及び農地所有者と協議し、農業用水の確保を図っています。③については、当初の計画では、金剛伏山台1号公園の一部を移設し、道路を整備する計画となっておりましたが、金剛伏山台1号公園の移設を伴わない計画に変更しました。④については、交通量調査を実施し、寺池台小学校前交差点の一部改修を検討しています。⑤については、区域内の市道金剛伏山2号線について道路線形を変更しました。

引き続き、周辺地域から計画内容にご理解をいただけるよう説明を行っていく予定です。

次に同じページの下側をお願いします。地元説明会を実施した範囲についてです。赤色が今回の計画地であり、青色で表示している自治会等に対して、地元説明を行っております。

同じ資料の4ページ上側をお願いします。前回の審議会でのご意見について、ご説明させていただきます。

まず、提案者であるエコヴィエントの事業内容についてです。株式会社エコヴィエントの本店は、大阪狭山市茱萸木五丁目507番地の1です。設立は平成30年1月11日、目的は不動産の管理、分譲、賃貸、売買、仲介、保有及び運用、都市開発、地域開発、宅地造成等の事業に関するコンサルティング業務、資本金の額は500万円、代表取締役は入江加奈子氏となっております。

次に、A・B・C地点のその後の検討についてのご意見で、①各地点の交通量調査について、②各地点周辺の整備についての2点ございます。順番にご説明いたします。

同じページ下側をお願いします。まず、各地点の交通量調査についてです。事業者は、1回目の交通量調査を令和3年10月20日に実施し、2回目の交通量調査を令和5年5月10日に実施しました。今回の計画は、住宅系の地区計画となりますので、平日に交通量調査を実施しております。

調査地点はA地点寺池台小学校前交差点、B地点金剛伏山台2号公園前交差点、C地点金剛12号踏切交差点の計3箇所です。将来の交通量予測は、西側で工事中の住宅開発による増加交通量を含めて計算した結果、すべての地点において交通量の処理が可能とされる目安を下回っていました。この交通量の処理が可能となる目安とは、信号のあるA地点においては、交差点需要率にて評価を行い、信号のないB・C地点においては交通容量比にて評価を行います。

交差点需要率とは、交差点が車をさばく能力に対して、どの程度需要があり、それが限界を超えているのかどうかを評価するもので、0.9を超えれば処理できない交通量と評価され、渋滞が発生することになります。

次に、交通容量比とは、通行可能な最大交通量に対する実際に通行する交通量の割合で、1.0を超えれば通行量が最大交通量を上回り、渋滞が発生することになります。A地点の交差点需要率及びB・C地点の交通容量比の各調査結果については、以下に記載しております調査結果のとおり、各数値を下回っています。

また、令和5年5月10日に実施された2回目の調査においては、1回目の調査の数値が

平均的な交通量であったかどうかについて調査しております。次のページにて、調査結果の詳細についてご説明させていただきます。

同じ資料の5ページ上側をお願いします。まず、A地点の交通量調査の結果についてです。一日の間に最も交通量の多い時間における交通量は、ピーク1時間において、現況は762台でした。将来は827台となり、65台増加すると予測しています。

また、ピーク1時間の現況に括弧745台と記載している数値は、2回目の調査結果で、1日のうちで、最も交通量が多かったピーク1時間の数値を記載しています。1回目の調査時と同程度の交通量となっておりますので、将来の予測台数は大きく変わることはありません。

これにともなって交差点需要率は、現況0.431から将来0.466となり、0.035増加しますが、交差点需要率が0.9を下回っているため、交通処理が可能な結果となっております。

調査では、概ね支障がない結果でしたが、午前の一部の時間帯で、南から北方向の車線が混雑している状況が確認されたため、事業者において、交差点の一部改修を含め、所轄警察及び道路管理者と協議し、改修計画案を作成していますので、後程ご説明します。

同じページの下側をお願いします。次に、B地点の交通量調査の結果についてです。一日の間に最も交通量の多い時間における交通量は、1日のピーク1時間において、現況は396台でした。将来は478台となり、82台増加すると予測しています。

また、ピーク1時間の現況に括弧340台と記載している数値は、2回目の調査結果で、1日のうちで、最も交通量が多かったピーク1時間の数値を記載しています。1回目の調査時を下回る交通量となっておりますので、将来の予測台数は大きく増加することはありません。これにともなって交通容量比は、現況0.203から将来0.226となり、0.023増加しますが、交通容量比が1.0を下回っているため、交通処理が可能な結果となっております。

6ページの上側をお願いします。次に、C地点の調査結果についてです。一日の間に最も交通量の多い時間における交通量は、ピーク1時間において、現況は241台、将来は322台となり、81台増加すると予測しています。

また、ピーク1時間の現況に括弧236台と記載している数値は、2回目の調査結果で、1日のうちで最も交通量が多かったピーク1時間の数値を記載しています。1回目の調査時と同程度の交通量となっておりますので、将来の予測台数は大きく変わることはありません。これにともなって交通容量比は、現況0.178から将来0.246となり、0.068増加しますが、交通容量比が1.0を下回るため、交通処理が可能な結果となっております。

次にA・B・C地点周辺の整備について順番にご説明します。同じページの下側をお願いします。まず、A地点周辺の整備についてです。左側に現状、右側に現段階での改修計画案をお示ししています。先程もご説明しましたとおり、現在この地点では、午前の一部の時間帯で、南から北方向の車線が混雑している状況が確認されておりますので、改修計画案では、右折左折の通過が可能となる図のような計画を検討しております。具体的な改修計画については、工事直前に再度、所管警察と協議が必要となります。

7ページの上側をお願いします。次に、B地点周辺の整備についてです。B地点の信号機の設置について、富田林警察と協議をしたところ、既にB地点より北側に歩行者信号が設置されていること、また、本計画による増加交通量を加味しても、現時点では、信号機の設置が必要となる交差点ではないと判断していただいております。

同じページの下側をお願いします。B地点の市道金剛伏山2号線の整備についてです。左側に現状、右側に開発完了後の道路線形を示しております。青色箇所は車道を、オレンジ色

の箇所は歩道を示しています。道路線形をゆるやかにし、地区計画区域内に両側歩道を、地区計画区域外は片側歩道を設ける改修計画となっています。

8 ページの上側をお願いします。C地点の金剛12号踏切の整備についてです。金剛12号踏切は、図の黄色地点にあり、現地は右側の写真の通りとなっています。踏切の幅が狭く、現在は伏山台小学校への通学路となっていることから、朝は通勤する車と通学する小学生で混雑します。

同じページの下側をお願いします。この踏切について、南海電鉄と大阪府の考えについて、ご説明します。南海電鉄としては、「平面交差する面積を増やさない」との考えがあること、踏切に関する事業はアンダーパス、オーバースブリッジが基本となるが、協議期間だけで数年が必要であること、仮に事業を実施するとなると膨大な事業費が必要となること等とされています。

また大阪府からは、南海電鉄との協議の中で、踏切を拡幅するためには、府道河内長野美原線を踏切と直角となるように整備する必要があると指摘を受け、この内容では、現状からは整備できるものではないとされています。そして、踏切内の安全確保については、グリーンベルトを施工し、歩行者の安全確保を図っています。以上のことから、今回の計画の中で金剛12号踏切を整備することは断念しております。

9 ページの上側をお願いします。伏山台小学校の通学路についてです。青線で囲まれた範囲が伏山台小学校区であり、赤線が現在の須賀西・伏山・伏山聖ヶ丘方面から伏山台小学校への通学路となっています。現在は図のとおり、踏切を渡って通学しています。

同じページの下側をお願いします。本地区計画の開発完了後は、緑線のとおり、須賀西・伏山・伏山聖ヶ丘方面からは、踏切を渡らずに開発区域内の幹線道路を通ることで、伏山台小学校へ通学することが可能となり、この地区計画を整備することで地域に貢献することができます。

10 ページの上側をお願いします。C地点の踏切付近の拡大図で、左側に現状、右側に開発完了後の通学路を示しております。本地区計画によって歩道のある道路が整備された場合の通学路について、伏山台小学校と調整したところ、現在踏切を通過している赤線の通学路については、歩道のある道路である緑線を通学路とする可能性が高いと考えられています。金剛12号踏切の整備は断念しておりますが、今回の計画を整備することで、伏山台小学校の児童がこの踏切を渡らずに通学することが可能となります。

同じページの下側をお願いします。これまでの流れと今後の予定について説明します。前回の都市計画審議会の報告後、大阪府へ原案を提出しましたが、特に意見はありませんでした。

また、令和5年5月29日付けで都市計画法第16条に基づく原案の公告を行い、令和5年5月30日から6月12日まで縦覧を行い、令和5年6月19日まで利害関係者からの意見書の提出期間を設けましたが、意見書の提出はありませんでした。

本日の審議会後は、今回ご説明した内容を元に案を作成し、大阪府知事との協議を行います。協議後に都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧を経て、令和5年11月の本審議会にて付議させていただく予定となっています。

最後に、本地区計画について、地元説明会とは別に、市民の方から市に直接意見が寄せられましたのでご紹介します。「金剛伏山2号線は、歩道がなく危険である。両側歩道とする等、改善ができないか。」との意見がありました。これについては、7ページで説明しました通り、地区計画区域内は両側歩道を、地区計画区域外は片側歩道を整備する予定となっています。

また、「地区施設として、道路整備等が行われる為、計画を進めてほしい。」とのご意見が

ありました。

以上で、「報告2 南部大阪都市計画伏山二・三丁目地区 地区計画について」の説明を終わります。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい。どうもありがとうございました。

これは報告案件でございますが、ただいまの説明に対しまして、ご質問あるいはご意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。

南齋委員どうぞ。

《南齋委員》

ちょっと確認で伺いたいんですけど、この開発の計画が335戸って出てますよね。車の交通量調査の関係で伺いたいんですけどね。この増減台数って、A地点B地点C地点でそれぞれ差異があるんですけど、そもそも、この台数というふうに想定された根拠と、A地点B地点C地点で台数が、特にA地点とBとCが違うんですよ。これ何でかっていうのを教えていただけますか。

《議長：増田会長》

はい。いかがでしょうか。

事務局どうぞ。

《事務局：福元課長》

まず、台数の算出根拠になりますけども、国土交通省からですね、大規模開発地区交通計画マニュアルというものがあります。このマニュアルをもとに、住宅戸数に対して、1時間当たりの最大予測交通量を算出しております。

A B Cの違う点には、別の者から説明させていただきます。

《事務局：高山開発指導係長》

はい。お答えさせていただきます。

将来予測の際にですね、発生する交通量を方面別に6方面に分けて、その方面ごとに台数を計算しているため、A地点B地点C地点において、通過する交通量が変わっているものとなっております。以上です。

《議長：増田会長》

はい。いかがでしょうか。

はい。どうぞ。

《南齋委員》

方面別っていうのは、大体そうかなというような感じなんですけど、1点心配するは、A地点というのは、先ほどから出てるとおり寺池台小学校前にすごく近いところで、結構歪な形の交差点になってて、交通量もそもそも多いところですよ。そこに、もともとここに行ってる台数も多い中で、ここの増減台数が極端に少ないというのが1点気になってましてね。普通に考えたら多くなるんじゃないかなっていうふうな、思うんですが。ああいうところの形状で、子供たちの通学になっている現状も鑑みて、ちょっと多めの想定とかは考えられへ

んかったんかなと。

《議長：増田会長》

はい。いかがでしょうか。

A点が65台で、BC地点が82台、81台というような、多分方面別の計算でそうなるんだろうと思うんですけど、いかがでしょうか。

《事務局：福元課長》

まず台数が違うのは、その方面別で当然この開発区域から距離が遠くなればなるほど、この分散していく、という計算に基づいて算出されていると思います。なので、A地点の前にB地点があると、B地点の方が数字が多いというのは、そのためだと認識しております。

朝のですね、通学、寺池台小学校の特に通学時間帯で、小学校前の交差点が混雑しているという状況も認識しております。この混雑する状況の原因なんですけども、交差点の改修計画案のところを見ていただきたいんですけども、どうしても、通学時間帯にですね、現状のこの交差点の、横断歩道のところで、子供たちが、児童たちが通学、歩行すると。そこでこの左折車がですね、どうしても左折できないというかストップしているということで、後続車が後ろに並ぶという状況が確認できました。

ですので、この右折レーン左折レーンと、車線を片側2車線というところまではいかないんですけども、数台でも左折車がですね、待機できるような、改修は可能ではないかということで、事業者から提案を受けて、今回検討しているところでございます。以上でございます。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。はい。

他いかがでしょう。

西尾委員どうぞ。

《西尾委員》

小学校の件で、お尋ねします。ちょっと古い資料ですけど、2022年度に児童数が212人になってます。今回この335戸の新しい住宅が来て、児童数の予測はされてるんでしょうか。

また、この問題点となっている伏山小学校への通学児童で混雑ということですけど、現状はどれぐらいの児童がこの踏切を渡ってるんですか。それから、いずれは、信号がなくなるということなんですけど、現状の把握はできてるんでしょうか。よろしくお願ひします。

《議長：増田会長》

はい。いかがでしょうか。

発生児童数は予測されてるかどうかと。

《西尾委員》

住宅戸数が増えることによって、児童数が何人になるんですか。

《議長：増田会長》

はい、事務局どうぞ。

《事務局：福元課長》

当然この335軒に対してですね、教育委員会にも照会をかけさしていただいています。現在の伏山台小学校の児童数は215人、学級数は12となっております。この335軒がですね、仮に立地されたとしても、学校のクラス数としては足りるであろうという、お答えをいただいております。よってこれ支障がないという意見をいただいております。

もう1点、踏切を横断している数なんですけども、現在ですね56名の児童が、これが3月末時点の児童数なので、もしかしたら今現況、数人程度変わってるかもしれないですけども、56名の児童が踏切を横断しているという確認をしております。

あともう1点、信号機というところなんですけども、もう一度ちょっとご質問していただいてもよろしいですか。

《議長：増田会長》

何か今、先ほど信号機がなくなるようなご発言されましたけど。

《西尾委員》

信号を渡らずに、子供達が通過、通学できるということを書いておられるんで、このコースはあれですけど、現状はどれぐらい、50何人ですか。

《議長：増田会長》

はい、事務局どうぞ。

《事務局：福元課長》

すいません。踏切をですね、横断せずに、今は必ずですね、この踏切の南側、線路の東側に住んでいる子供たちは、そのまま東側をって北上する道路がないものですから、一旦踏切を西側の方に横断してですね、それから、また線路を越えて伏山台小学校に行ってたんですけども、この地区計画、開発行為が完了して道路ができますと、線路のすべて東側だけで、伏山台小学校まで行けるようになると、そういう意味でございます。以上でございます。

《議長：増田会長》

はい。よろしいでしょうか。

《西尾委員》

ありがとうございます。

《議長：増田会長》

はい。他いかがでしょうか。
寺尾委員どうぞ。

《寺尾委員》

踏切のところなんですけど、踏切を渡らずには安全に行けるっていうの分かったんですけど、踏切を渡らなくても、踏切の通ってる道路は信号なしで渡らないといけないじゃないですか。その辺の安全性は考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいです。

《議長：増田会長》

はい。いかがでしょうか。

《事務局：福元課長》

この金剛伏山2号線ですね、当然踏切の方に降りてくる道をどこかで子供たちが横断すると。今の時点ですけども、今回開発で造る幹線道路付近で多分横断する形になるだろうと、道路管理者とも協議をしております。これに関しても警察とですね、協議させていただいたんですけども、今現時点で予測をちょっとすることはできないと。道路ができて実際の交通状況を見て、交通標識含めて協議をするというご意見をいただいておりますので、現時点では、そこまでの交通量がないというご判断いただいております。以上でございます。

《議長：増田会長》

はい。よろしいでしょうか。

他いかがでしょう。よろしいでしょうか。

はい。寺尾委員どうぞ。

《寺尾委員》

B地点の道路なんですけど、私も何回か通ったことあるんですけど、道路の地面の標識がすごく薄くなってると思うんです。A地点から走っていたとしたら、まっすぐに行くのか、右に曲がるのか、それとも右がほんとに直線なのか、これ、直線まっすぐの道が、曲がる道なのかが分かりにくいような気がしているんですね。その辺の把握はされておられますでしょうか。

《議長：増田会長》

はい。いかがでしょうか。

《事務局：福元課長》

速やかに道路管理者含めて、現状確認して、情報共有して、対応ちょっと考えたいと思います。以上でございます。

《議長：増田会長》

はい。ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

はい。佐久間委員どうぞ。

《佐久間委員》

小学校について、西尾委員との質疑で状況を理解致しまして、今回の件は問題なさそうだというご説明と数字で理解したんですけども、意見なんですけども、今後、結構大きな開発をするときに、事業者さんに何か開発の供給戸数を、ちょっとずつずらしてもらいたいような、お願いみたいなことも、検討されてはどうかというのは、今後に向けての意見として、申し上げておきたいなと思って。といいますのは、人口減少にどう対応するかって全国悩んでると思うんですけども、多分、数よりも、人口構成のバランスがこう、ボコボコってこうこぶが出ないように、若い世代が少しずつ、入ってきてもらえるっていうのが一番社会として、小学校で言えば小学校の必要な仮教室とかっていう投資もなく、やれるって

ということだと思いますので、今後他にも、開発の余地がどれくらいあるかっていうところまでちょっと承知してませんけども、少し大きな規模のものについては、そういうなんか、確か神戸市さんでそういう事例もあったというふうに聞いてますので、何か、お願いベースだと思うんですけど、なんかそういうことも考えられるかなというふうに思いましたので、意見として申し上げておきます。

《議長：増田会長》

何か事務局お答えございますでしょうかね。

いろんな考え方があると思いますけど、また360戸程ですから、一つの小学校区の中が、大体2,000とか3,000世帯の中の300戸ですので、そこまで効果があるかどうかということですけども、何か事務局ございますか。

《事務局：福元課長》

ご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきますと思います。

《議長：増田会長》

はい。ありがとうございます。

他いかがでしょう。よろしいでしょうか。

西尾委員どうぞ。

《西尾委員》

地元説明会を実施した自治会等が3ページに載ってます。これは335戸ですから、市の建築基準の中で、集会場は何箇所作るのですか。お伺いします。

《議長：増田会長》

はい。いかがでしょうか。

《事務局：田中課長代理》

少しお時間をください。

《議長：増田会長》

はい。わかりました。

《西尾委員》

業者として、建築基準で決めたら、2ヶ所ぐらいこれ集会所必要かと。調整池のこの左と右で、1ヶ所ぐらいいるんじゃないですか。基準はどうなってますか。

《議長：増田会長》

はい。いかがでしょうか。

事務局どうぞ。

《事務局：福元課長》

集会所の基準なんですけども、戸数50戸以上であれば、集会所を設置するような基準になっております。50戸から100戸までは、一定の基準を設けているんですけども、10

1戸以上になりますと、人権市民協働課と別途協議とすとなっておりまので、具体的に決定された後ですね、開発協議の中で、担当課と協議していくことになるかと考えております。以上でございます。

《議長：増田会長》

はい。よろしいでしょうか。

《西尾委員》

その結果はいつ出るんですか。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。

《事務局：福元課長》

協議をした後にですね、事業者と担当課で協議した後に決まることになります。以上でございます。

《西尾委員》

その集会所設置について、市としての関わりはどうなりますか。

《議長：増田会長》

はい。事務局いかがでしょうか。

《事務局：福元課長》

当然、1ヶ所以上は必ず設置するという内容となると予測しております。ただそれがですね、分散配置になるのか、それが1ヶ所にして、規模を拡大した配置になるのか、それは事業者と担当課との協議によって決まっていくと思っておりますので、はい。以上でございます。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。

《西尾委員》

承知しました。

《議長：増田会長》

はい。よろしいでしょうか。

これに関しましては、今日は報告案件でございます。今後の手続きとしては、市民の皆さん方が意見を出せる機会というのが、17条縦覧がもう一度ございますので、そこで公述であったり、あるいは意見書が提出されて、我々それを受けて、もう一度11月の審議会で、最終的に議論できるという、そんなスケジュール感かと思っております。

いかがでしょうかよろしいでしょうか。

今日予定をしておりました案件、付議案件1件、諮問案件1件、報告案件1件、すべてお預かりした案件が終了したかと思っております。ご協力ありがとうございました。

この際、事務局何か予定、その他ございますでしょうか。

《事務局：福元課長》

これからですね、庁舎の建て替えに伴いまして、開催場所がですね、転々とする可能性があります。その都度、今回この場所になりますと案内するビラを入れさせていただこうと思いますので、ややこしくなるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

《議長：増田会長》

はい。わかりました。これから4、5年かかるんですかね、でき上がるまでに。

はい。ありがとうございます。

それではご協力、ありがとうございました。これをもちまして、令和5年度第1回富田林市都市計画審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。